

かわさき産業振興プラン策定支援業務委託
仕様書

1 背景・目的

「かわさき産業振興プラン」（以下、「プラン」という）は、「川崎市総合計画」を上位計画とする、本市産業振興に関する個別計画であり、「川崎市総合計画」で掲げる本市のまちづくりの基本目標の一つである「力強い産業都市づくり」の実現に向けた産業振興の方向性を定めるものである。

現在のプランは、計画期間を10年間としており、令和7年度にその計画期間が満了するが、人口減少・生産年齢人口の減少に伴う内需縮小や労働力不足の対応、経済安全保障など国際的な競争環境の激変、地域産業を取り巻く諸課題など、構造的な状況変化に的確に対応するとともに、本市経済が持続可能な発展を遂げていくためプランの改定作業を実施する。

本事業では、令和7年度の作業として、令和6年度に市内事業所の経営状況や経営課題等について把握することを目的に実施したアンケート調査の結果や業界団体等へのヒアリング結果及び令和6年度に一定整理を行った、国や民間事業者が保有する調査データ等を踏まえながら、本市産業の状況を詳細に分析し、本市の課題の抽出を行い、本市の目指すべき姿、今後の施策の方向性や取組を定めた次期産業振興プランの策定を目的とする。

2 業務実施期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

3 これまでの経過と今後の作業方針

次期「かわさき産業振興プラン」の改定にあたり、令和6年度から検討作業を進めており、以下の項目について、一定の整理を行う予定である。令和7年度は令和6年度に整理を予定している内容をベースに更新し、専門的な知見に基づき、更に精緻に整理や分析、体系化することで、策定作業を実施する。

次期産業振興プランの構成【令和 6 年度末時点案】

1 産業振興プランの策定にあたって

1. 産業振興プランの策定経緯及び策定趣旨
2. 産業振興プランの位置づけ

2 本市を取り巻く社会経済環境の変化と本市の現状

1. 我が国を取り巻く社会経済環境の変化
2. 我が国の経済状況の変化
3. 本市の現状と産業動向について

▼※【参考】現かわさき産業振興プラン第3期実行プログラム



3 第3期実行プログラムに基づく主な取組の成果

第3期実行プログラム※での取組の主な成果、残された課題、今後の方向性

4 産業振興の理念・方針

5 実行プログラム（R8～11 の具体的な政策及び取組）

政策・基本戦略・取組

6 産業振興プランの進行管理

1. 総合計画における進行管理
2. 中小企業活性化条例の実施計画としての進行管理

<参考：次期産業振興プランの計画期間>

R8 年度 R9 年度 R10 年度 R11 年度 R12 年度 R13 年度 R14 年度 R15 年度 R16 年度 R17 年度 R18 年度 R19 年度

産業振興プラン（R8 年度から 12 年間）

実行プログラム
(R8～R11)

実行プログラム
(R12～R15)

実行プログラム
(R16～R19)

<令和 6 年度実施中の作業内容及び令和 7 年度の取組内容>

主な構成内容	令和 6 年度の作業	令和 7 年度 委託における主な作業内容
1 産業振興プランの策定にあたって	一定の整理予定	内容の更新作業、適宜不足な項目について追加提案を行う。
2 本市を取り巻く社会経済環境の変化と本市の現状	一定の整理予定	令和 6 年度時点での整理は一定行っているが、最新の社会経済環境の変化や国等の政策・統計データに基づく内容の更新作業及びオープンデータ等の活用による、本市の経済・産業動向に関連した他都市比較や本市の特色や強み（ポテンシャル）・

		弱みが導けるデータの追加提案を行う。
3 第3期実行プログラムに基づく主な取組の成果	本市で一定の整理予定	本市が整理した案に対し、専門的な知見に基づき助言や追加提案を行う。
4 産業振興の理念・方針	本市で一定の整理予定	本市が整理した案に対し、専門的な知見に基づき助言や追加提案を行う。
5 実行プログラム（R8～11の具体的な政策及び取組）	検討中（未整理）	2～4の各項目をふまえ、本市と協力して成果や課題を抽出し、今後に向けた必要な政策及び取組を整理し、専門的な知見に基づき助言や追加提案を行う。
6 産業振興プランの進行管理	検討中（未整理）	令和6年度に本市が整理した案に対し、専門的な知見に基づき助言や追加提案を行う。
全体	－	令和6年度に整理を行った項目について、時点更新だけでなく、より分かりやすい構成案や必要な政策及び取組があれば専門的な知見をもとに積極的に本市に提案する。

4 業務内容

次期「かわさき産業振興プラン」の策定

ア 業界団体及び有識者等へのヒアリング調査

業界団体や有識者をはじめとする関係団体等（市内外問わず5団体程度）に対し、次期「かわさき産業振興プラン」に関するヒアリング調査により意見を聴取、団体ごとにヒアリング記録を作成する。なお、ヒアリング調査にあたり謝金を支払う場合は、受託者が費用を負担するものとする。

イ データの更新・収集及び追加・整理

次期「かわさき産業振興プラン」の改定にあたり、令和6年度に一定整理・分析した社会経済環境の変化等に関連するデータについて、本市が指定する期日までの、最新の情報に更新を行う。また、そのほか次期「かわさき産業振興プラン」内における政策や取組を立案する際に必要な客観的な根拠になるような国や他都市の先進的な事例や、オープンデータ等の活用による、本市の経済・産業動向に関連した他都市比較や本市の特色や強み（ポテンシャル）・弱みが導けるデータについて提案を行う。

ウ 次期「かわさき産業振興プラン」の改定にあたっての考え方の整理

（ア）令和6年度に分析した国の経済・産業動向の象徴的に表す事項について、直近の社会経済状況の動きを反映させる。なお、必要に応じて不足する事項が

あれば追加提案を行う。

- (イ) 令和 6 年度に分析した本市の経済・産業動向及び産業の動向を象徴的に表す事項について、直近の社会経済状況の動きを反映させる。なお、必要に応じて不足する事項があれば追加提案を行う。
- (ウ) (ア)、(イ)の分析結果及び令和 6 年度に一定整理を行った、現「かわさき産業振興プラン」の振り返りに基づく施策の達成状況や課題の整理に対し、受託者の専門的な立場・知見から分析し、施策の今後の方向性や内容について精査し、助言・提案を行う。
- (エ) 令和 6 年度に一定整理を行った、次期「かわさき産業振興プラン」の全体の方向性（目指す姿、獲得目標、目指す姿を実現するための視点や戦略）案に対し、受託者の専門的な立場・知見から分析し、施策の今後の方向性や内容について精査し、助言・提案を行う。
- (オ) (ア) ～ (エ) に基づき、令和 8 ～11 年に本市が実施する取組について、専門的な知見から助言・提案を行う。

エ 原稿の作成

上記ア～ウに基づき、体裁を整え、図やグラフ、先進事例などのコラムなども交えて次期「かわさき産業振興プラン」本文を A4 サイズ横書きで作成する。

オ 資料編の作成

上記イで収集したデータについて、各データの項目ごとに整理を行い、体裁を整え、次期「かわさき産業振興プラン」資料編として上記エとは別に A 4 サイズ横書きで作成する。

カ 概要版の作成

上記エにより作成した本編を体系的に分かりやすく示した概要版（A 4 サイズ横・20 ページ程度）を作成する。

- ※ エ～カについて、川崎市カラーユニバーサルデザイン・ガイドラインを参考に、色使い等に配慮しながら、全体のレイアウトや表示デザインを作成し、文書全体の体裁調整や、記載内容の整合性のチェックを行う。

参考：川崎市カラーユニバーサルデザイン・ガイドライン

https://www.city.kawasaki.jp/170/cmsfiles/contents/0000024/24002/cud_guide.pdf

5 成果物について

4 で作成したデータ一式を電子媒体（CD-R）で 1 部提出すること。

※データ形式は、Word・Excel・PowerPoint 形式等、本市の基本ソフトでデータ加工が可能な形式で提出すること。

6 業務スケジュール

次期「かわさき産業振興プラン」の策定

令和7年 4月～8月 ・業界団体及び有識者等へのヒアリング調査
・データの更新・収集及び追加・整理

9月 ・次期「かわさき産業振興プラン」(素案)の策定

12月 ・パブリックコメントの実施

令和8年 1月 ・パブリックコメントの意見を

次期「かわさき産業振興プラン」に反映

3月 次期「かわさき産業振興プラン」の策定

7 その他

- (1) 本事業の実施にあたっては、本市担当者と密に連携を図り、効率的・効果的な業務遂行に努めること。また、事業進捗管理のためのスケジュール表を作成し、本市担当者と共有すること。なお、スケジュール表は、本市担当者と十分な協議の上、決定すること。
- (2) 本業務の履行にあたり、仕様書に定める事項の詳細、仕様書に定めのない事項、その他実施にあたり疑義が生じた場合は、本市担当者と協議することとする。
- (3) 受託者は、本市の承諾を得た上で、業務の一部を再委託することが出来る。その場合は、再委託先ごとの業務内容及び再委託先の概要、その体制、責任者等を明記の上、事前に書面にて申請すること。
- (4) 本業務の実施にあたり業務上知り得た情報については、公にされている事項を除き、本委託業務以外の目的に使用しないこと。また、業務上知り得た個人情報等は、委託期間終了後、速やかに廃棄すること。
- (5) 本委託業務に関する内容は、本市の許可なく外部に発表しないこと。
- (6) 成果物の著作権は、本市に帰属するものとする。
- (7) 受託者の責任に起因する問題が発生した場合、受託者は自らの責任においてこれを修復すること。